

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(御杖村監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 御杖村監査委員に関する条例(昭和34年御杖村条例第117号)の一部
を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に
改める。

(御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例(令和5年御杖村条例第19
号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。